

静岡県告示第239号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和3年3月19日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

1 概要を変更する施設

(1) 変更前

種 類	名 称	位 置	能 力
緑 地	日の出緑地	静岡市清水区港町一丁目 408-2 他 19 筆	用途 レクリエーション緑地 面積 22,469.80 m <sup>2</sup>

(2) 変更後

種 類	名 称	位 置	能 力
緑 地	日の出緑地	静岡市清水区港町一丁目 408-2 他 21 筆	用途 レクリエーション緑地 面積 23,255.23 m <sup>2</sup>

2 変更年月日

令和3年3月23日